

別表 3

傷病部位コード表

大分類	中 分 類	部 位 コード	大分類	中 分 類	部 位 コード	
1 頭 部	頭蓋骨（頭蓋骨、脳及び頭皮を含む）	11	4 上 肢	上肢で部位不明のもの	49	
	眼（眼窩及び頭皮を含む）	12				
	耳	13	5 下 肢	臀 部（しり）	51	
	口（唇、歯及び舌を含む）	14		大 体（もも）	52	
	鼻	15		ひ ざ	53	
	顔（他に分類しない部分）	16		下 腿（すね）	54	
	頭部中の複合部位	18		足 首	55	
	頭部で部位不明のもの	19		足（足指のみのものを除く）	56	
2 頸 部	頸 部（咽喉及び頸骨を含む）	21		5 下 肢	足 指	57
		下肢中の複合部位	58			
3 胴 体	背 部（脊柱、隣接の筋肉を含む）	31	6 複合部位		下肢で部位不明のもの	59
	胸 部（肋骨、胸骨及び胸部の内臓を含む）	32			頭部と胴体、頭部と肢体	61
	腹 部（内臓を含む）	33		胴体と肢体	62	
	骨盤部（腰部）	34		上肢と下肢	63	
	胴体中の複合部位	38		その他の複合部位	68	
	胴体で部位不明のもの	39	複合部位不明のもの	69		
	4 上 肢	肩（鎖骨及び肩甲骨を含む）	41	7 一 般 的 傷 病	循環器系統	71
上 膊		42	呼吸器系統		72	
ひ じ		43	消化器系統		73	
前 膊		44	神経系統		74	
手 首		45	その他の一般傷病		78	
手（指のみのものを除く）		46	9 部位不明	一般的傷病不明のもの	79	
指		47		傷病部位不明のもの	99	
上肢中の複合部位		48				

- （注） 1. 同一の労働災害で二つ以上の部位を負傷し又は疾病にかかった場合は、その傷病の比較的重い方の部位により分類する。
2. 二つ以上の部位に受けた傷病の重さが同程度である場合は、複合部位に分類する（同一の大分類に属する部位の複合はその大分類中の複合部位とし、異なる大分類に属する部位の複合は、大分類「6 複合部位」に分類する）。
3. 特定の負傷によらず、身体の機能を害した場合は、大分類「7 一般的傷病」に分類する。
4. 特定の負傷により二次的に系統障害を起した場合は、特定の負傷を受けた部位により分類する。
5. 傷病性質コードが「06」から「93」までのものについては、傷病部位のコードを「99」と記入する。